

外国人介護人材相談支援事業

本事業は、外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を行うとともに、介護分野における1号特定技能外国人の受入施設等への巡回訪問等を実施することにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

1. 相談支援の実施

- 外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。必要に応じて対面による支援を実施。

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)



2. 1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問

- 介護分野の1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人への支援の状況等の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行う。 など

3. その他の相談支援等

- 介護現場で就労中の外国人介護職員や介護に関心のある外国人を対象に、介護業務等に関する悩み相談や近隣地域で就労する外国人介護人材の交流等の機会づくりの支援等を行う。

◆令和2～3年度事業内容の一例◆

無料相談・
サポート体制

制度説明、
相談・交流会
の開催状況

介護分野における
特定技能制度

外国人介護人材相談支援事業

国際厚生事業団 JICWELS

介護分野における特定技能制度について、
雇用する際、また就労中に必要な知識について

「交流会
の手引き」
の作成